

社会福祉法人三好市社会福祉協議会は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるための「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に基づき、次のとおり「一般事業主行動計画」を策定しました。

社会福祉法人三好市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 7 月 6 日～
平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年 9 ヶ月間

2. 内 容

目 標：所定労働時間外の勤務を減らすために、ノー残業デーを設定、実施する。

- 〈対策〉平成 27 年 7 月 ・事業所毎に現状の把握
平成 27 年 8 月 ・ノー残業デーの設定（回数・曜日等）
・職員への周知
・ノー残業デーの実施